

食品表示基準の制定に係る答申について

平成26年12月9日 内閣府消費者委員会事務局

平成26年10月31日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会本会議及び消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成26年12月9日の第179回消費者委員会本会議で結論が得られたことを受け、平成26年12月9日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

- ◆ 平成26年10月31日付け諮問 食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準(機能性表示食品に係る規定及び別表に限る。)
- 1. 審議経過は以下の通り。
 - ・平成26年11月4日第177回消費者委員会本会議にて機能性表示食品の制度全般 について審議を行った。
 - ・本会議での議論を受けて、食品表示基準案について平成26年11月26日第35回 消費者委員会食品表示部会にて審議を行った。
 - ・食品表示部会における議論状況の報告を受けた上で、平成26年12月2日第178 回および12月9日第179回消費者委員会本会議にて審議を行い、結論が得られた ため、平成26年12月9日付けで、消費者委員会委員長より別添のとおり答申を行った。

※別添:答申書(諮問を受けた食品表示基準案を含む)

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当:錦織・山中・小國

電話:03-3507-9945 FAX:03-3507-9989